

令和6年2月5日
総務部人事課

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく
債務の免除に関する条例を廃止する条例について

1 主旨

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（以下、本条例）は、昭和天皇の崩御に伴い、昭和64年1月7日前の行為について、平成元年2月24日前に減給または戒告の懲戒処分を受けた職員及び昭和64年1月7日前における事由による賠償責任に基づく債務のある職員について、平成元年2月24日以降、将来に向かってその懲戒及び債務を免除するものとして、公務員等の懲戒免除に関する法律に基づき制定されたものである。

現在、本条例により懲戒処分又は賠償責任に基づく債務の免除を受けている職員は在職しておらず、所期の目的を達成したため、廃止する。

なお、既に退職した職員において懲戒処分を免除された者がいることから、既に行われた免除の効果については、引き続きその効力を有するものとする。

2 条例案

別紙のとおり

3 施行予定日

公布の日

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年3月世田谷区条例第3号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にこの条例による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の規定により行われた職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、なお、その効力を有する。

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例

平成元年3月15日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭和27年法律第117号）第3条及び第5条の規定に基づき、職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の懲戒免除)

第2条 職員（平成元年2月24日前に職員でなくなった者を含む。）のうち、法令及び法令に基づく条例の規定により、昭和64年1月7日前の行為について、平成元年2月24日前に減給又は戒告の懲戒処分を受けた者に対しては、将来に向かってその懲戒を免除する。

(職員の賠償責任に基づく債務の免除)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定による職員の賠償責任に基づく債務で、昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成元年2月24日から適用する。